

# トラック運転者の「睡眠時無呼吸症候群（SAS）」スクリーニング検査助成金 交 付 要 綱

平成 29 年 4 月 1 日 制 定  
一般社団法人兵庫県トラック協会

## （目的）

### 第 1 条

この要綱は、トラック運転者の睡眠時無呼吸症候群（以下「SAS」という。）を早期発見し適切な治療を促すとともに、点呼時の健康管理等を通じて交通事故防止、及び労働災害事故防止を図ることを目的に、一般社団法人兵庫県トラック協会（以下「兵ト協」という。）が、公益社団法人全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）と協調して行う助成金交付事業について必要な事項を定める。

## （資格・要件）

### 第 2 条

兵ト協、及び全ト協は、会員事業者（以下「会員」という。）が、兵庫県内の事業所に雇用する運転者であって、第 3 条の指定検査・医療機関において SAS スクリーニング検査を受診させた時に助成する。

## （指定検査・医療機関）

### 第 3 条

兵ト協、及び全ト協は、「トラック運転者の「睡眠時無呼吸症候群（SAS）」スクリーニング検査を行う検査・医療機関の指定に関する規程」に基づき、検査・医療機関を指定し別に定める。

## （助成対象の検査）

### 第 4 条

助成対象となる検査は、SAS スクリーニング検査のうち健康保険適用外である次の検査とする。

- （１）第一次検査（簡易アンケートによるチェック、解析、判定）
- （２）第二次検査（フローセンサ法やパルスオキシメトリ法等による簡易スクリーニング検査）

## （助成額及び人数）

### 第 5 条

兵ト協及び全ト協の助成額は、各々次のとおりとする。

なお、一会員あたりの助成人数の上限は、100 名とする。

- （１）第一次検査費用の半額（上限 500 円／人）
- （２）第二次検査費用の半額（上限 2,000 円／人）
- （３）第一次検査および第二次検査を同時に実施している場合は合計費用の半額（上限 2,500 円／人）

ただし、パルスオキシメーターのデータ取得不備等による再検査費用は助成の対象としない。

## （検査の予約・受診）

### 第 6 条

第 7 条の請求をおこなう会員は、検査にあたり、別に定める「スクリーニング検査申込

書兼委任状【様式１－２】」（以下「申込書兼委任状」という。）に署名・捺印をし、正本を指定検査・医療機関に提出するものとする。

２ 会員は、前項の申込書兼委任状の写しを保管し、個人情報保護法に基づき目的外利用および紛失、流失などが無いよう充分注意すること。また、受診者が申込書兼委任状の写しを求めたときは、当該者の欄のみ写しを交付するものとする。

#### （助成金の請求）

##### 第 7 条

会員は、検査修了後「スクリーニング検査実績報告書（助成金請求書）【様式１－３】（以下「実績報告書」という。）」に指定検査・医療機関の検査費明細書の写し及び領収書の写しを添付し、兵ト協に提出するものとする。なお、実績報告書の提出期日は、別に定める。

２ 前項の提出期日に係わらず助成限度額（予算）に達し次第、受付を終了する。

#### （助成金の交付）

##### 第 8 条

兵ト協は、前条の実績報告書に基づき、全ト協と協調して助成金を交付する。なお、助成金は、助成金の請求がされた日の属する会計年度末日までに交付するものとする。

#### （助成金の返還）

##### 第 9 条

兵ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

- （１）この要綱その他定める事項に違反したとき
- （２）虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

#### （検査の結果報告）

##### 第 10 条

会員は、第 7 条に規定する助成金の支払い請求を提出後、３ヶ月以内にＳＡＳスクリーニング検査結果及び精密検査を受診した結果について、別に定める「スクリーニング検査結果状況等の報告【様式１－５】（以下「結果報告書」という。）」により、兵ト協を経由して全ト協に報告するものとする。

なお、結果報告書の提出がない場合は、次年度以降、助成をおこなわない場合がある。

２ 指定検査・医療機関は、次の各号について別に定める「ＳＡＳスクリーニング検査の実績と受診者の報告」により、毎年度６月２０日までに兵ト協に報告するものとする。

#### （その他）

##### 第 11 条

本要綱に記載のない事項については、全ト協と協議し対処する。

#### （附則）

本要綱は、平成２９年４月１日より適用する。